

<実施方針等に関する質問に対する回答>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	1	1	1.1	1.1.4			事業目的	整備コンセプトと基本理念が明記されていますが、更新者数・試験受験者数・講習受講者数の平日／繁忙期ピーク人数をどこまで想定しているのか、また高齢者講習増加を踏まえた今後の需要推計についてご教示ください。	可能な範囲で入札公告時まで示します。
2	実施方針	1	1.1.4					民間資金等の活用	PFI事業として行うという事は民間による資金調達があると考えてよろしいでしょうか。どの範囲(施設整備費、維持管理費等)で、どれくらいの金額を想定していますでしょうか。	入札公告時まで示します。
3	実施方針	2	1.1.5	(2)	ア			本事業の対象となる施設	庁舎の開庁日及び開庁時間をご教示ください。	平日は午前8時30分から午後5時15分まで、日曜日は午前8時30分から午後4時頃までです。 なお、土曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)は開庁日です。
4	実施方針	2	1.1.5	(2)	ア			本事業の対象となる施設	新施設の年間利用者数予想または、既存施設の年間利用者数実績をご教示ください。	No1を参照してください。
5	実施方針	2	1.1.5	(3)	ア	(ア)		事前調査業務	電波障害調査業務は、机上調査のみと考えてよろしいでしょうか。その他、事前調査業務等とはどのような調査を想定されていますでしょうか。	いずれも事業者の提案に委ねます。
6	実施方針	2	1.1.5	(3)	ア	(ア)		事前調査について	事前調査(例:電波障害等)・各種申請について、県が保有する既往調査資料等や協議済条件の提供はありますでしょうか。	すでに協議済みの内容は、入札公告時まで示します。
7	実施方針	2	1.1.5	(3)	ア	(イ)		各種申請業務	建築確認申請、ZEB認証などの各種申請手数料は別途と考えて宜しいでしょうか。	左記の費用も事業費に含みます。
8	実施方針	2	1.1.5	(3)	ア	(ウ)	b	ZEB Readyについて	庁舎は「ZEB Readyを目標」と記載がありますが、提案評価の対象となる項目との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
9	実施方針	2	1.1.5	(3)	ア	(ウ)	b	事業概要	「庁舎は、ZEB Readyを目標とする。」との記載があります。補助金制度の利用は想定されていますでしょうか。また、ZEB Ready対応とすることにより県が事業者を支払うサービス購入料も増加すると思いますが、どの程度増加すると見込まれているかご教示ください。	前段につきましては、想定しておりません。 後段につきましては、事業費には見込んでいますが、増加額は示しません。
10	実施方針	2	1.1.5	(3)	ア	(ウ)	b	実施設計業務及びその関連業務(技能試験コース、高齢者講習コース含む)	「太陽光発電設備など再生可能エネルギーの導入」とありますが、貴県で想定されている太陽光発電設備の最低容量等あればご教示ください。	入札公告時まで示します。
11	実施方針	2	1.1.5	(3)	ア	(エ)	a	環境対策業務	庁舎整備工事業務のうち、環境対策業務の業務内容をご教授下さい。	整備対象施設の計画地や周辺環境の保全を目的とし、緑化・景観・日影・工事騒音・振動等、必要に応じた環境対策を行うことを想定しています。
12	実施方針	2	1.1.5	(3)	ア	(エ)		整備対象施設	その他の付属施設とは、基本計画のP.39からP.43に示されている平面図に記載の諸室と考えてよろしいでしょうか。詳細は6月下旬の要求水準書(案)で示されるのでしょうか。	前段につきましては、植栽、門扉等、列挙した施設以外の施設となります。 後段につきましては、入札公告時まで示します。
13	実施方針	2	1.1.5	(3)	ア	(カ)		備品整備業務について	一般事務用初度備品の調達において、公告時に手配すべき備品のリストは公表されると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時まで示します。
14	実施方針	2	1.1.5	(3)	ア	(カ)		備品整備業務	「一般事務用初度備品の調達」について、貴県で想定されている備品リスト等があればご教示ください。	No13を参照してください。
15	実施方針	2	1.1.5	(3)	ア	(キ)		移転作業業務	施設整備業務における「移転作業業務」の業務の詳細をご教示ください。	入札公告時まで示します。
16	実施方針	2	1.1.5	(3)	ア	(キ)		移転作業業務	施設整備業務における「移転作業業務」について、対象となる什器・備品等の範囲(対象/対象外)は、入札公告時までリスト等で示されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時まで示します。
17	実施方針	2	1.1.5	(3)	ア	(キ)		移転作業業務	移転後の備品損傷時の責任区分が不明確になるため、既存備品の移転作業業務は、事業範囲外とし、県で実施いただけないでしょうか。	実施しません。
18	実施方針	2	1.1.5	(3)	ア	(キ)		移転作業業務	移転スケジュールなど現時点で想定されていることがあればご教示ください。	開業準備期間中に行います。
19	実施方針	2	1.1.5	(3)	イ			維持管理業務について	業務の実施時間については、事業者側の提案によるものでよろしいでしょうか。もしくは発注者側の時間指定はありますか。	入札公告時まで示します。
20	実施方針	2	1.1.5	(3)	イ			維持管理業務について	維持管理業務のために勤務するスタッフの駐車場はありますか。ある場合は、どの程度割り当てがありますか。逆にならない場合は、業務に時間指定がある場合、対応できない場合があります(公共交通機関で通えない時間帯の場合)。	No152を参照してください。
21	実施方針	2	1.1.5	(3)	イ	(ア)		クレーム対応業務について	本項目で求められるクレーム対応業務とは、点検・保守・経常計画修繕業務において発生したクレームへの対応業務という認識でよいですか。その他の維持管理業務において、クレームへの対応業務がある業務とない業務があるが、それぞれの業務毎に発生したクレームに対する対応業務は発生するという認識でよろしいでしょうか。	それぞれの業務毎に発生したクレームに対する対応業務が発生するという認識となります。
22	実施方針	2	1.1.5	(3)	イ	(ア)		大規模修繕	点検・保守・経常計画修繕業務とありますが、本事業には大規模修繕は含まれない(県が別途実施する)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	実施方針	3	1.1.5	(3)	イ	(ア)		点検・保守・経常計画修繕業務	本業務を担うスタッフの本施設への常駐は必要でしょうか。	入札公告時まで示します。
24	実施方針	3	1.1.5	(3)	イ	(ア)		点検・保守・経常計画修繕業務(技能試験コース、高齢者講習コースは除く)	設備員などの維持管理要員の常駐体制について、貴県にて想定される配置時間についてご教示いただけますでしょうか。	No19及びNo23を参照してください。
25	実施方針	3	1.1.5	(3)	イ	(ア)		点検・保守・経常計画修繕業務	一般建築設備以外の特殊設備(例:技能試験コースの信号機・遮断機・舗装路、その他免許更新に係る機器など)は業務対象外との理解で良いでしょうか。	入札公告時まで示します。
26	実施方針	3	1.1.5	(3)	イ	(ア)		点検・保守・経常計画修繕業務	経常計画修繕について大規模修繕は対象外との認識で良いでしょうか。	No22を参照してください。
27	実施方針	3	1.1.5	(3)	イ	(ア)		点検・保守・経常計画修繕業務	経常計画修繕業務は日常的な小破修繕から、機器の更新等の計画修繕まで含むという理解でよろしいでしょうか。また、大規模修繕業務は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	日常的な小破修繕を含みますが、大規模修繕及び機器の更新は含みません。
28	実施方針	3	1.1.5	(3)	イ	(ア)		経常計画修繕業務	「経常計画修繕業務」には大規模修繕は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	No22を参照してください。
29	実施方針	3	1.1.5	(3)	イ	(ア)		点検・保守・経常計画修繕業務	電気主任技術者の選任は外部委託でも可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	実施方針	3	1.1.5	(3)	イ	(ア)		点検・保守・経常計画修繕業務(技能試験コース、高齢者講習コースは除く)	「電気主任技術者の選定」とあり、BTO方式につき自家用電気工作物の本来設置者は貴県になりますが、事業者への外部専任、事業者をみなし設置者とする外部委託、どちらの対応を想定されていますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
31	実施方針	3	1.1.5.	(3)	イ	(ア)	経常計画修繕業務	経常計画修繕業務の定義についてご教示下さい。	大規模修繕を除く修繕の一切をいいます。大規模修繕の定義については、入札公告時までに表示します。
32	実施方針	3	1.1.5.	(3)	イ	(7)	点検・保守・経常計画修繕業務(技能試験コース、高齢者講習コースは除く)	「経常計画修繕業務」について、修繕計画の作成は、事業者選定後を想定されているでしょうか。	ご理解のとおりですが、提案時に求める可能性もあります。
33	実施方針	3	1.1.5.	(3)	イ	(7)	点検・保守・経常計画修繕業務(技能試験コース、高齢者講習コースは除く)	「省エネルギーに係る分析・評価・助言」とありますが、貴県にて想定されている具体的な業務内容があればご教示ください。(例:年に1度、分析・評価・助言の報告書作成や、会議体の設定など)	入札公告時までに表示します。
34	実施方針	3	1.1.5.	(3)	イ	(7)	点検・保守・経常計画修繕業務(技能試験コース、高齢者講習コースは除く)	「各種提案業務」について、貴県にて想定されている具体的な業務内容があればご教示ください。	事業者の提案に委ねます。
35	実施方針	3	1.1.5.	(3)	イ	(ア)	雨水貯留槽	基本計画(令和7年3月)49項記載の調整池は、点検・保守・経常計画修繕業務に記載の雨水貯留槽と同一であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	実施方針	3	1.1.5	(3)	イ	(ア)(ウ)	維持管理業務の範囲	技能試験コース及び高齢者講習コースの維持管理業務範囲について、点検・保守・経常計画修繕業務では対象外、植栽・外構等保守管理業務では対象となっております。当該コースに関連する設備(外灯、信号機など)の点検・保守・経常計画修繕業務は対象外という理解で宜しいでしょうか。要求水準書(骨子)5頁では、外構等整備として当該コースに関連する設備(信号機、道路標識ほか)を整備することになっておりますので、当該コースに関連する設備は外構等保守管理業務に該当するとも解釈できるため、当該コースに関連する維持管理業務対象設備を具体的にご教示ください。	No25を参照してください。
37	実施方針	3	1.1.5	(3)	イ	(イ)	環境衛生管理業務	廃棄物の収集運搬処分は本事業の対象外でしょうか。対象内の場合は排出量(実績)もしくは現行の委託先業者名(又は委託料)をご教示願います。	業務範囲外とします。
38	実施方針	3	1.1.5	(3)	イ	(ウ)	植栽・外構等保守管理業務について	植栽・外構等保守管理業務(技能試験コース、高齢者講習コースを含む)について、大規模修繕が必要になった場合の負担元は県と考えてよろしいでしょうか。また、修繕業務において本実施方針で見込まれている修繕業務と大規模修繕の区分定義のご教示をお願い致します。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、入札公告時までに表示します。
39	実施方針	3	1.1.5	(3)	イ	(ウ)	植栽・外構等保守管理業務(技能試験コース、高齢者講習コースを含む)	コース内の落ち葉等の清掃も業務範囲という理解でよろしいでしょうか。その場合、コース内については閉庁時間のみ立ち入ることができるという理解でよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。開庁時間であったとしてもコースを使用しない時間帯であれば立ち入り可能と考えます。
40	実施方針	3	1.1.5.	(3)	イ	(ウ)	植栽・外構等保守管理業務	(ア)の経常計画修繕業務に(技能試験コース、高齢者講習コースは除く)とありますが、(ウ)植栽・外構等保守管理業務(技能試験コース、高齢者講習コースを含む)に修繕業務の記載があります。この「修繕業務」は計画の必要がなく、経常修繕のみ対象ということでしょうか。また、想定されている修繕事例をお示しください。	入札公告時までに表示します。
41	実施方針	3	1.1.5.	(3)	イ	(ウ)	植栽・外構等保守管理業務(技能試験コース、高齢者講習コースを含む)	「修繕業務」とあり、項目名に【(技能試験コース、高齢者講習コースを含む)】とありますが、前述の「点検・保守・経常計画修繕業務(技能試験コース、高齢者講習コースは除く)」における「経常計画修繕業務」では【(技能試験コース、高齢者講習コースは除く)】とあります。ここに記載されている「修繕業務」と、前述の「経常計画修繕業務」との違いをご教示ください。	入札公告時までに表示します。
42	実施方針	3	1.1.5.	(3)	イ	(エ)	庁舎清掃業務	「玄関マット交換業務」とありますが、マットの設置箇所および希望のサイズ、デザインなどあればご教示ください。	事業者の提案に委ねます。
43	実施方針	3	1.1.5	(3)	イ	(オ)	駐車場管理業務	駐車場・駐輪場監視業務について、具体的な業務内容をご教示願います。	入札公告時までに表示します。
44	実施方針	3	1.1.5.	(3)	イ	(オ)	駐車場管理業務	「駐車場・駐輪場監視業務」とありますが、貴県にて想定されている具体的な業務仕様についてご教示ください。(例:防犯カメラでの監視、警備員による巡回、コインパーキングの運用等)	No43を参照してください。
45	実施方針	3	1.1.5	(3)	イ	(カ)	警備監視業務	本業務は機械警備を想定されているのでしょうか。有人警備が必要な場合は配置日・配置ポスト等具体的な基準をお示し願います。	いずれも入札公告時までに表示します。
46	実施方針	3	1.1.5	(3)	イ	(カ)	警備監視業務について	警備監視業務については機械警備と考えてよろしいでしょうか。	No45を参照してください。
47	実施方針	3	1.1.5.	(3)	イ	(カ)	警備監視業務	機械警備による監視を行うことで、警備員の常駐は不要との認識でよろしいでしょうか。	No45を参照してください。
48	実施方針	3	1.1.5	(3)	イ	(カ)	警備監視業務	夜間及び休館日に貴県スタッフの宿直・日直勤務はありますでしょうか。	入札公告時までに表示します。
49	実施方針	3	1.1.5	(3)	ウ	(ア)	総合案内業務	配置人数は1名で良いでしょうか。また、休憩・食事の際の交代要員は必要でしょうか。	入札公告時までに表示します。
50	実施方針	3	1.1.5	(3)	ウ	(ア)	総合案内業務	本業務を担うスタッフについて、性別・年齢・資格等の制限があればご教示願います。	特に制限はありません。
51	実施方針	3	1.1.5	(3)	カ		県が行う下記の業務との調整・協力	(ア)から(オ)の業務に対する調整・協力する内容については、6月下旬の要求水準書(案)で示されるのでしょうか。	可能な範囲で入札公告時までに表示します。
52	実施方針	3	1.1.5	(3)	カ		県が行う下記の業務との調整・協力	本項目に記載している(ア)～(オ)の業務は本事業の対象外であるが、貴県による実施にあたり、貴県と連携し必要な調整・協力を行うとの認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	実施方針	3	1.1.5.	(3)	カ		県が行う下記の業務との調整・協力	「県が行う下記業務との調整・協力」とありますが、「調整・協力」という記載が非常に曖昧なため、事業者が行うべき業務を具体的に明示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No51を参照してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
54	実施方針	3	1.1.5.	(3)	カ	(7)	現施設からの什器備品等の整備対象施設への移転及び廃棄業務	現時点で貴県にて想定されている事業者側の調整・協力の内容があればご教示ください。	No51を参照してください。
55	実施方針	3	1.1.5	(3)	カ	(ア)	現施設からの什器備品等の整備対象施設への移転及び廃棄業務に	現施設からの移転予定の備品及び廃棄処理品について、予め詳細なリスト等のご教示をお願い致します。	PF事業者の業務範囲内となる移転備品リストは入札公告時までに提示します。その他県が行う業務にかかわる備品等のリストは提示しません。
56	実施方針	3	1.1.5	(3)	カ	(イ)	什器備品等の調達、保守及び修繕業務について	什器備品等の調達、保守及び修繕業務とありますが、県が行う業務内容のご教示をお願い致します。	No51を参照してください。
57	実施方針	3	1.1.5.	(3)	カ	(イ)	什器備品等の調達、保守及び修繕業務	前述にて記載の「一般事務用初度備品の調達」で調達した備品の保守及び修繕も貴県の実施でよろしいでしょうか。	保守及び修繕にあつては、県で実施します。
58	実施方針	3	1.1.5	(3)	カ	(ウ)	維持管理業務の範囲	県が行う業務として、事業者の清掃範囲に含まれてない諸室等、とありますが、事業者の清掃範囲外となる該当諸室を具体的に教示ください。	入札公告時までに示します。
59	実施方針	3	1.1.5	(3)	カ	(ウ)	清掃業務について	県が行う業務との調整・協力において、清掃業務や廃棄物処理業務は契約金額とは別に、対応都度、費用を支払ってもらえるという認識でよろしいでしょうか。	調整・協力内容によります。
60	実施方針	3	1.1.5.	(3)	カ	(ウ)	清掃業務	「事業者の清掃範囲に含まれていない諸室等」とありますが、想定される「事業者の清掃範囲に含まれない諸室等」をお示しください。	No58を参照してください。
61	実施方針	3	1.1.5.	(3)	カ	(オ)	その他県が行う業務	想定される業務をご教示ください。	現時点では特にありません。
62	実施方針	4	1.1.7				事業スケジュール	維持管理・運営期間は令和13年10月～とありますが、要求水準書(骨子)P6の3.3には、維持管理業務期間は、各施設の所有権移転日の翌日からとあります。維持管理・運営業務は、開業準備期間から開始し、業務期間は、15年3ヶ月との考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	実施方針	4	1.1.7.	(2)			事業スケジュールのうち、施設整備について	本事業における施設整備の工期(約45か月)について、設計期間と建設期間のおおよその内訳について、現時点での考え方を教示ください。	入札公告時までに示します。
64	実施方針	5	2.2				選定手順及びスケジュール	入札公告後の令和8年度3月上旬の事業者ヒアリング後から入札及び提案書提出までの間にVE・CDなどを協議する競争的対話を実施頂けないでしょうか。昨今のコスト高で予定価格に収まらない事業が増えております。	実施しません。
65	実施方針	5	2.2				事業者ヒアリングの実施	令和8年8月下旬に行われる事業者ヒアリング、令和9年3月上旬に行われる事業者ヒアリングの位置づけ、具体的なヒアリング内容をご教示下さい。	8月下旬のヒアリングは、主に要求水準書に関する意見の聴取を想定しています。3月上旬のヒアリングは、主に事業者が提案するにあたり疑義事項等がある場合の応答を想定しています。
66	実施方針	5	2.2.2.				提案書に関するヒアリング(プレゼンテーションを含む)	ヒアリング(プレゼンテーションを含む)は、公平性の観点から、動画や模型は使用できないという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
67	実施方針	5	2.2.2				事業スケジュール	落札者が8月上旬、基本協定締結が8月中旬となっておりますが、夏季休暇もあり、応募グループ各社の捺印等に必要期間を1ヶ月程度は確保してもらえないでしょうか。それに伴い、仮契約締結も1ヶ月延伸びてもええないでしょうか。	左記の対応の可否も含め、入札公告時に示します。
68	実施方針	6	2.3.5.				要求水準書(案)等の公表	予定金額は要求水準書(案)の公表の際には開示いただけますでしょうか。	入札公告時に示します。
69	実施方針	7	2.3.11.				入札書類の受付	入札書類(提案書)の受付において、応募者(構成員及び協力企業)以外の下請企業や委託先、連携先などは企業・団体名を記載することは問題ありませんでしょうか。	入札公告時に示します。
70	実施方針	7	2.4.1	(1)			入札参加者の構成	代表企業が設計者以外の場合で設計企業が複数社であった場合、設計企業間でJVを組む必要がありますか。	設計企業間でJVを組む必要はありません。
71	実施方針	8	2.4.1.	(5)			SPCの住所	SPCの住所について「本店所在地を県内に置くものとする」とありますが、施設引渡後にSPCの本社所在地を本施設として登録することは可との理解でよろしいでしょうか。	可とします。
72	実施方針	8	2.4.1.	(5)			SPC所在地	本施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか。	No71を参照してください。
73	実施方針	9	2.4.3.				共通の参加資格要件	運営支援業務、附帯事業を担当する構成員もしくは協力企業は、奈良県競争入札参加資格者名簿の登録不要でしょうか。	運営支援業務、附帯事業を担当する構成員もしくは協力企業も、奈良県競争入札参加資格者名簿の登録は必要です。
74	実施方針	9	2.4.3.				共通の参加資格要件	奈良県競争入札参加資格者名簿に登録されていない構成員もしくは協力企業であっても、本事業において入札参加申請書における必要書類を提出することで、応募グループの構成員または協力企業として参加可能との理解でよろしいでしょうか。	No73を参照してください。
75	実施方針	9	2.4.3.				応募グループの各構成員に共通の参加資格要件	SPCの経理・管理業務やファイナンシャルアドバイザー業務を行う企業が構成員又は協力企業となる場合、「2.4.2. 応募グループの各構成員と協力企業に共通の参加資格要件」と「2.4.3. 応募グループの各構成員に共通の参加資格要件」を満たしていれば良く、「2.4.4. 応募グループの各構成員の個別の参加資格要件」は不要の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	実施方針	9	2.4.3. 2.4.4.				共通の参加資格要件	「応募グループの各構成員に共有の参加資格要件」と記載されていますが、「応募グループの各構成員および協力企業の共有の参加資格要件」のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	実施方針	9	2.4.4.				応募グループの各構成員の個別の参加資格要件について	本事業において、設計業務、工事監理業務、建設業務および維持管理業務については、代表企業または構成員が直接実施する場合に限らず、協力企業により実施することも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
78	実施方針	9	2.4.4.				応募グループの各構成員の個別の参加資格要件	設計業務、工事監理業務、建設業務及び維持管理業務以外の業務を行う企業(備品設置業務やSPC管理業務など)は、個別の参加資格要件はなく、「2.4.2. 応募グループの各構成員と協力企業に共通の参加資格要件」と「2.4.3. 応募グループの各構成員に共通の参加資格要件」を満たしていればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	実施方針	9	2.4.4				入札参加資格要件	(1)～(4)以外の業務を行う、運営支援や代表企業等は2.4.2と2.4.3を満たせば良いとの理解でよろしいでしょうか。	No78を参照してください。
80	実施方針	9	2.4.4.				個別の参加資格要件	運営支援業務・付帯事業・任意提案事業及びSPC運営業務を担う者(企業等)には個別の要件や実績は不要との理解でよろしいでしょうか。	No78を参照してください。
81	実施方針	9	2.4.4	(1)			設計業務担当	構成企業もしくは協力企業や地元企業の参画も評価の対象となるのでしょうか。	入札公告時に示します。
82	実施方針	9	2.4.4	(1)	イ		設計業務を担当する者	設計業務を担当する者とは、その業務を担当する企業の実績のみ求め、技術者の実績は求めないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	実施方針	9	2.4.4	(1)	イ		設計業務を担当する者	上記、技術者の実績条件がある場合は具体的に開示いただけますでしょうか。(参加の可否にかかわるため)	特に条件はありません。
84	実施方針	9	2.4.4.	(2)			工事監理業務	事業者が実施する工事監理業務は【建築】のみとの理解でよろしいでしょうか。【土木】については貴県側で調整されるかを、ご教授ください。	土木についても事業者で工事監理をしてください。
85	実施方針	9	2.4.4	(2)	イ		工事監理業務を担当する者	工事監理業務を担当する者とは、その業務を担当する企業の実績のみ求め、技術者の実績は求めないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	実施方針	9	2.4.4	(2)	イ		工事監理業務を担当する者	上記、技術者の実績条件がある場合は具体的に開示いただけますでしょうか。(参加の可否にかかわるため)	特に条件はありません。
87	実施方針	10	2.4.4.	(3)			建設業務を担当する者	建設業務について、複数者で建設を行うケースで、共同企業体を組成する場合、共同企業体の形式としては、甲型JVまたは乙型JVどちらの形式でも、入札への参加は可能でしょうか。	JVの組成は求めていません。 なお、JVの組成は任意とし、JVの形態は問いません。
88	実施方針	10	2.4.4.	(3)			建設業務	土木工事と建築工事を複数社で分担施工することも認められていると認識していますが、「庁舎等工事」と「技能試験コース(二輪、四輪)、高齢者講習コース等工事」を乙型建設JVとして分担して行うことも可能と考えてよろしいでしょうか。	JVの組成は求めていません。 なお、JVの組成は任意とし、JVの形態は問いません。
89	実施方針	10	2.4.4.	(3)			建設業務	建築工事(または土木工事)を複数社で施工する場合は甲型建設JVとして分担して行うという認識でよろしいでしょうか。	JVの組成は求めていません。 なお、JVの組成は任意とし、JVの形態は問いません。
90	実施方針	10	2.4.4.	(3)			建設業務	建設工事は単体(1社)で行うことも問題ないでしょうか。	問題ありません。
91	実施方針	10	2.4.4.	(3)			建設業務	土木工事は単体(1社)で行うことも問題ないでしょうか。	問題ありません。
92	実施方針	10	2.5.1	(1)			審査に関する基本的な考え方	評価は学識経験者の選定委員会にて記載がありますが、公告時には選定委員会の委員を公表される予定でしょうか。	入札公告時に示します。
93	実施方針	11	2.5.2				審査手順に関する事項	技術提案書の構成について、現時点での考えをお示し頂けないでしょうか。またPFI事業の提案は事業者側に大きな負担となります。提案書枚数、図面枚数などは軽減するよう配慮をいただけますでしょうか。	入札公告時に示します。
94	実施方針	11	2.5.2				審査手順に関する事項	総合評価とした場合に価格評価の配点を大きくしないように配慮をお願いします。各社の技術提案を評価を高く評価する点数割合としてください。	入札公告時に示します。
95	実施方針	11	2.5.2				審査手順に関する事項	VE・CD案も提案時に求められるでしょうか。(質疑No64に関連)	No64を参照してください。
96	実施方針	11	2.5.2.				審査手順に関する事項	審査基準については、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを發揮できるように価格評価のみならず事業計画の実現性、技術提案の内容、維持管理に関する工夫等が適切に評価される審査基準や点数構成としていただけますでしょうか。	No94を参照してください。
97	実施方針	11	2.7.				提案書の取り扱い	県は提案書の全部又は一部を使用できるものとする、とありますが、公表の前に応募者に公表内容の確認をさせていただけないでしょうか。	左記のとおりとします。
98	実施方針	11	2.7.1.				著作権	提案書の使用の際、黒塗り等を行うことはできるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	実施方針	12	3	3.3			公共施設等の管理者等による支払に関する事項	サービス購入料を事業者に支払う時期について具体的な記述がありませんがどのようにお考えでしょうか。	入札公告時に示します。
100	実施方針	12	3.3				公共施設等の管理者等による支払に関する事項	『契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてー(令和7年6月4日 民間資金等活用事業推進会議決定)』に倣い、サービス対価の改定の基準日は、入札公告日としていただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
101	実施方針	12	3.3					施設整備業務に係る対価、維持管理業務に係る対価、運営支援業務に係る対価の支払スケジュールをご教示下さい。施設整備業務の対価は、事業者による資金調達必要性、年度ごとの出来高支払の有無をご教示下さい。	入札公告時に示します。
102	実施方針	12	3.1.2.				資料2(リスク分担表)	計画・設計リスク/発注者責任リスクについてですが、具体的な内容をご教授ください。なぜ、発注者責任リスクの負担者が事業者になるのでしょうか。内容次第では事業者負担ではない可能性も否定できないと考えております。	当該リスクの負担者は県となります。
103	実施方針	12	3.3.1				施設整備業務に係る対価	施設整備業務に係る対価は、割賦払いか、出来高払いか、ご教示下さい。	入札公告時に示します。
104	実施方針	12	3.3.1.				施設整備業務に係る対価	施設整備業務に係るサービス対価については、年度出来高払いかつ完成時までに全額支払い(割賦払い無し)との理解でよろしいでしょうか。また、上記年度出来払いには施設整備業務期間中におけるSPCに係る経費も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
105	実施方針	12	3.3.1.				施設整備業務に係る対価	前払い金の有無をご教示ください。	入札公告時に示します。
106	実施方針	12	3.3.2.				維持管理業務に係る対価	維持管理業務に係る光熱水費は、事業者負担ではなく、県負担(事業範囲に含まれず、事業費内にも含まれない)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	実施方針	12	3.5.2				サービス購入料の減額等について	サービス水準等が維持されていない場合に減額等の措置が行われたのち、サービス水準が改善し、満たした場合は、減額措置は解除されますか。	入札公告時に示します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
108	実施方針	13	4.2.1.				技能試験コースの整備について	技能試験コースの設計は、9頁2.4.4.(1)「設計業務を担当する者」に記載の資格を保有していればよろしいとの理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
109	実施方針	13	4.2.2				周辺への配慮について	周辺地域への影響を最小限に抑える上で、すでに移転事業予定地の周辺住民説明会等が行われておりましたら、住民説明会用資料及び住民からの意見・要望を共有して頂く事は可能でしょうか。	入札公告時に示します。
110	実施方針	13	4.2.2.				周辺への配慮について	工事車両動線(時間・速度等)を含む近隣配慮が求められておりますが、規制条件(通行規制、許容時間帯等)があれば、入札公告時までに県からご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
111	実施方針						予定価格の公表有無	予定価格を公表する予定はありますか。また、公表される場合は、入札公告時に入札説明書等において示されるとの理解でよろしいでしょうか。	予定価格は公表予定です。後段については、ご理解のとおりです。
112	実施方針						低価格入札	低価格入札による制限の有無をご教示ください。	入札公告時に示します。
113	実施方針						物価上昇への対応について	物価上昇に伴う契約金額の調整については、民間連合約款に準じた考え方を基本とするものと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
114	実施方針						設計変更時の費用精算の考え方について	県の要請により設計変更が生じ、事業者が増加費用が生じる場合、当該増加費用及びそれに伴い増加する金融費用等も合理的な範囲で県負担との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
115	実施方針 資料2	1					計画設計段階計画・設計リスク発注者責任リスク	工事請負契約の内容及びその変更に関するもの等は、事業者に「●」になっていますが、県に「●」ではないでしょうか。	No102を参照してください。
116	資料2	1					資金調達リスク	本件の資金調達について奈良県様からの出来高払いや一時金の支払いの想定がある理解でよろしいでしょうか。また、事業費全体のうち奈良県様と民間による資金調達額の割合はどの程度を想定しておりますでしょうか。	入札公告時に示します。
117	資料2 予想されるリスクと責任分 担表	1~2					リスクの種類 :資金調達リスク	リスクの種類のうち、「資金調達リスク」は、共通と計画設計段階に記載がありますが、共通に記載のある資金調達リスクと計画設計段階に記載のある資金調達リスクとの違いはどのようなものでしょうか。(共通の欄だけではなく、「計画設計段階」にも記載した理由をご教示ください。)また、現時点で想定しているサービス対価の支払方法についてご教示ください。	前段につきましては、共通の方は、事業期間全体において、県が事業者を支払うことができない、または事業者が借入返済や必要経費を支払うことができない場合を想定しています。計画設計段階の方は、事業者が施設整備に当たっての金融機関からの資金調達ができない場合を想定しています。後段につきましては、入札公告時に示します。
118	実施方針 資料2	2					建設段階 建設リスク 物価変動リスク	『公共工事標準請負契約約款』第25条(スライド条項)を適用し、全体スライド、単品スライド、インフレスライドの3種類すべてに対応していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	対応の可否も含めて、入札公告時に示します。
119	実施方針 資料2	2					その他 移管手続リスク	施設移管手続きに伴う諸費用とは、具体的にどのような費用かご教示下さい。	登記費用等を想定しています。
120	資料2	2					表内:建設段階工 事遅延リスク	建設業界全体が労働者不足(職人など)が顕著で、設備関連の工事会社も人材不足による工事費高騰・工事遅延が発生しています。そういったリスクを建設事業者側のみならずにならないよう配慮をお願いします。	入札公告時に示します。
121	予想されるリスクと責任分 担表	2					用地リスク	県施工の造成工事から連続的に事業者の建設工事となりますが、地盤沈下や支持層不足に関するリスク分担が不明です。どのようにお考えでしょうか。	入札公告時に示します。
122	予想されるリスクと責任分 担表	2					埋蔵文化財リスク	埋蔵文化財発掘遅延時の工期延長・追加費用は100%、県の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	資料2 予測されるリスクと 責任分担表	2					その他 施設性能 リスクについて	事業期間終了時における施設の性能確保について事業者側のリスクとなっておりますが、事業者側で整備・手配した範囲のみ対象と理解してよろしいでしょうか。また性能確保の基準をご教示をお願い致します。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、入札公告時までに示します。
124	資料2 予想されるリスクと責任分 担表	2					凡例	従負担について、負担率等があればご教示ください。	入札公告時に示します。
125	資料2 予想されるリスクと責任分 担表	2					施設損傷リスク	事業者の責に帰さないリスクについては、事業者側にて想定することが難しいため、発注者にてご負担いただけないでしょうか。	左記の場合は、県の負担とします。
126	資料2 予想されるリスクと責任分 担表	2					運営段階	光熱水費について、附帯事業及び任意提案事業については事業者負担と明記されておりますが、その他の光熱水費については発注者にてご負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、施設整備業務に係る光熱水費は事業者負担となります。
127	資料2 予想されるリスクと責任分 担表	2					物価リスク	基準について、運営・維持管理コストの増減に適した指標を採用いただけるという理解でよろしいでしょうか。運営・維持管理業務はそのほとんどを人件費が占めます。地域における最低賃金の変動と雇用する職員の給与が連動する傾向が強いため、最低賃金の変動率を指標として採用頂きたいです。他PFI事業で多用されている指標で「企業向けサービス価格指数(日本銀行)」や「賃金指数・実質賃金指数(厚生労働省)」がありますが、当該指標の採用はやめて頂きたい。昨今の人件費や材料費の高騰での運営維持管理費のコスト増加に全く連動しておらず、本指標を採用される場合、事業期間における人件費増等を想定、加味して入札せざるを得ません。その結果、予定価格に収まらない可能性が非常に高くなります。適切な入札にするためにも是非お願い致します。	入札公告時に示します。
128	資料2 予想されるリスクと責任分 担表	2					物価リスク	基準について、本事業においても入札公告から事業契約締結まで約1年程度要し、その間にも最低賃金の改定等物価は上昇するため、起算日を入札公告時としていただけますでしょうか。	No100を参照してください。
129	資料2 予想されるリスクと責任分 担表	2					備考欄	「注:契約の当事者双方が原因によりそれぞれ分担する。」とのことですが、帰責者負担という意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
130	資料2 予想されるリスクと責任分 担表	2					施設損傷リスク	運営段階において、事業者側に維持管理運営上の責が無い上で、帰責者不明の第三者による損害(施設損傷など)が発生した場合のリスク負担者は県という理解でよろしいでしょうか。	No125を参照してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
131	資料2 予想されるリスクと責任分 担表	2					リスクの主負担、従 負担	凡例の●主負担 △従負担について、各負担割合など詳細な考え方について ご教示ください。	No124を参照してください。
132	予想されるリスクと責任分 担表	2					維持管理費用の 費用増大リスクに ついて	維持管理費用と運営支援費用の増大リスクに関して、物価・金利変動、最低賃 金の上昇分はどの程度、対応いただけると考えたらよいですか。	入札公告時に示します。
133	【資料2】 予想されるリスクと責任分 担表						維持管理・運営リ スク (維持管理費用と 運営支援費用の 増大リスク)	維持管理費用と運営支援費用の増大リスクに、「上記以外の要因による費用の 増大(物価・金利変動によるものは除く)」との記載がありますが、法令の変更 に伴うリスクも除くという理解で良いでしょうか。	「共通/制度関連リスク/法制度リスク」で対応します。
134	【資料2】 予想されるリスクと責任分 担表						維持管理・運営リ スク (施設損傷リスク)	施設損傷リスクについて、事業者の責に帰すべき事由又は通常予見可能な事 由による施設の損傷に関するリスクは事業者の負担、それ以外の事由による損 傷に関するリスクは貴県と事業者の負担となっておりますが、この場合事業者が負 担するリスクについて具体的事例をお示し願います。	No125を参照してください。
135	【資料2】 予想されるリスクと責任分 担表						共通 (不可抗力リスク)	不可抗力リスクの事業者負担の欄に「△」の記載がありますが、事業者は免責で はないでしょうか。	入札公告時に示します。
136	実施方針 参考資料5						来庁者の流れ 写真撮影	同資料に記載のある『写真撮影』は、要求水準書(骨子)のP8に記載のある事業 者が行う各種証明用無人写真撮影機による写真の撮影、販売業務とは別で、免 許証に掲載する写真の撮影であり、県様で撮影されるものとの認識でよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
137	参考資料5						現施設における業 務の種類・使用諸 室及び来庁者の 流れ	来庁者のタイムスケジュールをご提示ください。	手続内容により異なるため、一概に回答することは難しいです。
138	要求水準書(骨子)	1	1.2	(2)	ア		将来の免許制度 改正	「更新講習のオンライン化、運転免許証とマイナンバーカードの一体化等免 許制度改正に対応できる施設整備」の記載がありますが、その具体像をお示し ください。また、将来対応可能な環境(可変性等への配慮)とすればよく、現時 点でWiFi環境等を整備する事が要求水準ではないという理解で良いでしょうか。	入札公告時に示します。
139	要求水準書(骨子)	1	1.2.	(2)	イ		施設整備について	EV自動車の普及に伴う充電設備等のインフラ整備と記載がありますが、最低必 要台数・出力・設置位置(来庁者/公用車)等は要求水準(案)公表時には提示 される予定でしょうか。もしくは、自由提案項目の予定でしょうか。	入札公告時に示します。
140	要求水準書(骨子)	1	1.2	(2)	イ		環境変化を見据え た施設整備	EV自動車の普及に伴う充電設備等のインフラ整備について具体的な台数の要 件等がありますか。また、将来の台数増を見越した予備配管等は必要でしょうか。	前段につきましては、No139を参照してください。 後段につきましては、事業者の提案に委ねます。
141	要求水準書(骨子)	1	1.2.	(2)	イ		EV自動車の普及 に伴う充電設備等 のインフラ整備	EV自動車の充電設備について、貴県にて想定されている最低設置台数があれ ばご教示ください。	No139を参照してください。
142	要求水準書(骨子)	1	1.2	(3)			来庁者数	基本方針として「来庁者数の変動に対応できる施設整備」とありますが、来庁者 数の推移、曜日別の来場者数、繁忙期・閑散期の時期及びその来庁者数をご 教示ください。	可能な範囲で入札公告時まで示します。
143	要求水準書(骨子)	1	1.2	(5)	イ		環境配慮	ZEB化の推進のは加算要素(最低水準ではない)という理解でよろしいでしょ うか。	No8を参照してください。
144	要求水準	2	2.1	(3)			業務の範囲	設計業務において、開発許可申請は必要でしょうか。	不要です。
145	要求水準書(骨子)	2	2.1	(6)			業務の範囲	一般事務用初度備品の調達が事業者の業務範囲になっていますが、備品の更 新業務は貴県による実施という理解で良いですか。	ご理解のとおりです。
146	要求水準書(骨子)	2	2.1	(7)			業務の範囲	移転作業業務とは、既存施設から新施設への移転するとの理解でよろしいで しょうか。業務内容については、6月下旬の要求水準書(案)で示されるのでし ょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。 後段につきましては、入札公告時まで示します。
147	要求水準書(骨子)	2	2.1.	(7)			移転作業業務	移転作業業務に伴い、廃棄物の発生が予想されますが、廃棄物処理につい て、貴県がマニフェストを発行し、貴県の費用負担により処分されるものと考えて よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	要求水準書	2	2.2.	(1)	ア		施設構成の方針	適用基準・関係法令について、技能試験コース(二輪、四輪)、高齢者講習コ ースは土木基準に準拠し、駐車場・駐輪場は建築基準、土木基準いずれでも可と 考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	要求水準書(骨子)	3	2.2	2.2.1	(2)		施設配置計画	アプローチの条件があれば教えてください。(出入口位置の設置可否など)また 交通量調査などおこなっていただければ公告時に提示をお願いします。	可能な限り、入札公告時に示します。
150	要求水準書(骨子)	3	2.2.1	(2)	エ		施設配置計画に ついて	『敷地内及び出入口においては、一般来場車両と公用車及び試験車両等の通 行帯をできる限り分離させ、かつ交差させないこと』と記載がありますが、車両出 入口を一般車両と分離させるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
151	要求水準書(骨子)	3	2.2.1.	(2)	カ		駐車場台数(一般 利用)について	「485台以上確保すること」とありますが、普通自動車(車椅子利用含む)を想定 しているとの理解でよろしいでしょうか。大型車や自動二輪車の扱いはどうなり ますでしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。 後段につきましては、事業者の提案に委ねます。
152	要求水準書(骨子)	3	2.2.1.	(2)	カ		施設配置計画	一般利用者用以外の駐車場台数に指定はないでしょうか。また、事業者が利用 する駐車場の台数については、提案によるという認識でよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
153	要求水準書(骨子)	3	2.2.1.	(2)	カ		施設配置計画	駐車場(一般利用)は無償で駐車可能で、満・空状態が確認できればゲート等 の管制装置設置の有無は事業者提案によるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	要求水準書(骨子)	3	2	2.2	2.2.1	(2)	駐車台数	一般利用は485台以上と明記されていますが、職員駐車台数をご教示ください。	職員用駐車場は敷地内に設置しません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
155	要求水準書(骨子)	5	2.2.2.	(2)	ウ	(ア)	3階部分	ZEB化の認証を目指す場合、屋上ではなく別箇所での設置でも可能でしょうか。	可とします。ただし、近隣に影響を及ぼすことがないように配慮してください。
156	要求水準書(骨子)	5	2.2.2.	(4)			延床面積	※印に「規模変更の可能性がある」との記載があります。 ①確認ですが、任意提案事業の提案面積は含まれていないとの認識で良いですか。 ②また、庁舎や車庫等の公共施設部分の延床面積については、上限を+5%程度等で制限していただくことは可能でしょうか。	①につきましては、売店等は含まれています。 ②につきましては、可とします。
157	要求水準書(骨子)	5	2.2.2	(4)			施設の延床面積(車庫)について	車庫1,000m2を想定する中で、車庫の中にとめられる試験車両リスト(種類・台数)をお示し願います。また公用車について駐車される場所は車庫の中のみと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時までに示します。
158	要求水準書(骨子)	5	2.2.3.	(2)			道路交通法の改正	技能試験コースについて、道路交通法等の改正に伴い、変更する可能性がある、とありますが、供用開始後に改正が行われ変更が必要となった場合、変更工事に要する費用は別途貴県の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	要求水準書(骨子)	5	2.2.3	(2)			技能試験コースの計画	「技能試験コースは、～関係機関と協議の上、計画・設計及び施工すること。」とありますが、入札公告までに公表予定の「技能試験コース、高齢者講習コースの配置レイアウト」を踏まえ提案し、落札後に関係機関と協議する。という理解でよろしいでしょうか。また、関係機関と協議の際は、大幅な計画変更は無いとの理解でよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
160	要求水準書(骨子)	5	2.2.3	(5)			外構等整備(技能試験コース(二輪、四輪)・高齢者講習コースの工事)の計画	「高齢者講習コースの配置及び形状については、法令等の基準はないが、関係機関の要望・意見等を踏まえた上で、計画・設計及び施工すること。」とあります。入札公告までに公表予定の資料をもとに提案した内容について、大幅な変更協議は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	要求水準書(骨子)	6	3				維持管理業務要求水準	要求水準書で示す維持管理KPI(故障復旧時間、清掃品質、設備更新水準等)は定量指標化されますでしょうか。	定量指標化をする予定はありません。
162	要求水準書(骨子)	6	3.2				維持管理業務要求水準における各業務について	各業務は、ロボットやデジタル技術で対応可能な場合は、法律上問題なければ、それらを使用した維持管理でもよろしいでしょうか。また、業務開始時は人的対応で行い、技術の進歩によりロボット等に代替できるようになった場合、維持管理の方法については協議の上変更してもよろしいでしょうか。	協議の上、適当と認められれば、使用は可能です。
163	要求水準書(骨子)	6	3.2.				業務の対象	経常修繕業務の対象から技能試験コース及び高齢者講習コースは外れておりますが、当該箇所が発生した修繕については事業範囲外という認識でよろしいでしょうか。	No25を参照してください。
164	要求水準書(骨子)	6	3.2 4.2				業務の対象	本対象業務にかかる水光熱費は貴県の直接負担との認識で良いでしょうか。	No126を参照してください。
165	要求水準書(骨子)	6	3.2	(1)			業務の対象	「技能試験コースは点検・保守から除く」とありますが、3.2(3)では「植栽・外構等保守に技能試験コースを含む」とあります。舗装のひび割れ、信号機や標識の故障、集排水設備の清掃などは、県と事業者のどちらの責任範囲ですか。部位・設備別に対象範囲を明確にしてください。	No25を参照してください。
166	要求水準書(骨子)	6	3.2	(1)			業務の対象	事業者の業務範囲の経常計画修繕の定義をお示してください。また、事業者の業務範囲とそれ以外の境界(1件当たり〇〇万円未満、かつ年間〇〇万円までは事業者負担等)をお示してください。	前段につきましては、No31を参照してください。 後段につきましては、金額による境界はなく、要求水準を満たす業務を行ってください。
167	要求水準書(骨子)	6	3.2	(2)			警備監視業務について	駐車場管理業務として旧免許センターにおける令和7年度の警備体制や稼働実績を教えてください。	実施日時:開庁日の日曜日、来場者が多いと見込まれる平日(ゴールデンウィーク、お盆期、年始のそれぞれ2日間) 従事時間:午前8時～午前11時 人数:2名(ただし1月最初の日曜日は4名)
168	要求水準書(骨子)	6	3.2	(2)			警備監視業務について	駐車場管理業務の稼働は来庁者の多い日(休日、連休明けの平日等)や日曜、その他繁忙期(運転免許課が指定する日)となっているが、年間計画や月間予定で事前に計画が分かるのでしょうか。	入札公告時までに示します。
169	要求水準書(骨子)	6	3.2	(2)			警備監視業務について	駐車場整理業務として出入口2箇所(各1名)を固定配置とし、場内誘導や交代要員として+1名の2ポスト3名又は混雑状況により3ポスト4名で想定しているが、問題ないでしょうか。また、具体的な配置計画等が決まっていれば教えてください。	前段の仕様につきましては、入札公告時までに示します。ただし、仕様以外の部分については、事業者の提案に委ねます。 後段につきましては、決まっています。
170	要求水準書(骨子)	6	3.2	(2)			警備監視業務について	骨子の3.2業務の対象(6)警備監視業務と記載があるが、具体的にどのようなことを警備監視として指すのか 事業計画や内容などを教えてください。	入札公告時までに示します。
171	要求水準書(骨子)	6	3.2.	(6)			警備監視業務	警備監視業務について、閉庁日や夜間等の閉庁時間の警備監視と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時までに示します。
172	要求水準書(骨子)	6	3.3.2	(1)			業務の対象	点検・保守・経常計画修繕業務の対象には窓口表示設備や学科試験合格発表システム等、免許センター特有の設備の保守管理業務は含まないという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時までに示します。
173	要求水準書(骨子)	6	3.3				業務期間	「所有権移転日の翌日から事業期間終了まで」とありますが、「所有権移転日の翌日」と「事業期間終了」の具体的な業務開始時間及び終了時間をご教示ください。	協議により決定します。
174	要求水準書(骨子)	6	4.2	(1)			総合案内業務について	総合案内業務は、事業開始時は人的対応で行い、AIやロボティクス技術の向上により、代替が可能と判断できた場合は、協議の上、変更することは可能でしょうか。	協議の上、適当と認められれば、使用は可能です。
175	要求水準書(骨子)	6	4.2.	(2)			駐車場誘導業務	駐車場誘導業務とは、敷地内での駐車場誘導業務と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時までに示します。
176	要求水準書(骨子)	6	4.3	(1)			業務内容	来場者の案内、誘導、申請書等の発行支援とありますが、申請書の受付等窓口業務は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
177	要求水準書(骨子)	6	4.3.	(1)			運営支援業務内容	「申請書等の発行支援」とは、利用者に申請書等の記入方法を案内する業務と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	要求水準書(骨子)	6	4.3	(2)			駐車場誘導業務	来庁者が多い日(休日、連休明けの平日等)に配置とこのことですが、一方で次頁<4.4.2(2)>には日曜日・お盆・年始などの繁忙期(運転免許課が指定する日)とあります。具体的な配置日、配置人数をお示し願います。	入札公告時までには示します。
179	要求水準書(骨子)	6	4.3	(2)			業務内容	「来庁者が多い日(休日、連休明けの平日等)における駐車場誘導等」を求められていますが、過去3年程度の来庁者数実績と、多い日にあたる基準、及び日数についてご教示ください。	可能な限り、入札公告時までには示します。
180	要求水準書(骨子)	6	4.3.	(2)			運営支援業務内容	「来庁舎が多い日」について、年間の合計日数をお示しください。	No179を参照してください。
181	要求水準書(骨子)	6	4.4.2	(1)			業務実施日時	総合案内業務は、8時から午後4時45分までとありますが、昼休憩等で、30分～1時間、不在とすることは可能でしょうか。	No49を参照してください。
182	要求水準書(骨子)	6	4.4.2	(2)			業務実施日時	繁忙期が現在の想定(日曜日・お盆・年始などの繁忙期(運転免許課が指定する日)の午前8時から正午)よりも増えた場合には、協議により貴県負担としていただくことは可能でしょうか。	No179で示す日時より増えた場合は、県の負担とします。
183	要求水準書(骨子)	7	4.4.2	(2)			駐車場誘導業務	駐車場誘導業務について、運転免許課が指定する日とありますが、具体的な必要日数の提示又は参考として過去実績をご教示ください。	No179を参照してください。
184	要求水準書(骨子)	6	4.4.3	(2)			業務内容	来庁者が多い日(休日、連休明けの平日等)における駐車場誘導等は人員による実施を想定されておりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	要求水準書(骨子)	7	4.6.2.				駐車場の誘導	「駐車場内における事故防止」とありますが、過去に事故があったでしょうか。実例をお示しください。	過去の事故事例については、お示していないことから、一般的な事故防止策を検討してください。
186	要求水準書(骨子)	8	5.5.				行政財産貸付料	付帯事業および任意提案事業の行政財産貸付料について、自動販売機設置および売店等出店の早期検討のため、現時点での想定で結構ですので、行政財産貸付料をお示しいただけますでしょうか。	入札公告時までには示します。
187	要求水準書(骨子)	8	5.5.				行政財産貸付料の徴収	事業期間中(令和14年1月～令和29年3月)、貸付料は固定でしょうか。あるいは、社会経済情勢の変動や固定資産税評価額の見直し等に応じて改定される可能性があるのでしょうか。	社会情勢の変化等に伴い、改定される可能性はあります。
188	要求水準書(骨子)	8	5.6				光熱水費の負担	付帯事業、及び任意提案事業の光熱水費は事業者の負担とのことですが、その他施設全体の光熱水費負担者は貴県という認識で良いでしょうか。	No126を参照してください。
189	要求水準書(骨子)	8	5.6				光熱水費の負担	付帯事業及び任意提案事業を除く光熱水費は貴県負担との理解でよろしいでしょうか。また、貴県が契約者となる理解でよろしいでしょうか。	前段につきましては、No126を参照してください。後段につきましては、ご理解のとおりです。
190	要求水準書(骨子)	8	5.6.				光熱水費の負担	光熱水費の単価はどのように決定されるご予定でしょうか。	事業者選定後、算定方法も含め、協議により決定します。
191	要求水準書(骨子)	8	5.6.				光熱水費の負担	付帯事業に係る光熱水費は、事業者が負担とのことですが、付帯事業及び任意提案事業以外の光熱水費は貴県でご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No126を参照してください。
192	要求水準書(骨子)	8	5.6.				光熱水費の負担	光熱水費は「計量器等により測定した使用量をもとに」実費を負担するとのことですが、この計量器(専用メーター)の設置は、貴県の負担で行われるのでしょうか。それとも事業者の負担となるのでしょうか。	事業者の負担とします。
193	要求水準書(骨子)	8	5.6.				光熱水費の負担	「県に支払う」とありますが、貴県から納入通知書が発行され、それに対し支払う想定となるのでしょうか。	事業者選定後、算定方法も含め、協議により決定します。
194	要求水準書(骨子)	8 9	5.6 6.6				光熱水費の負担	付帯事業と任意提案事業以外の施設運営に掛かる光熱水費の負担は貴県との理解でよろしいでしょうか。	No126を参照してください。
195	要求水準書(骨子)	8	5.7.1				自動販売機による飲料品の販売業務	業務要求水準では「自動販売機による飲料品の販売業務」とありますが、実施方針では「自動販売機による飲食物の販売業務」と記載があります。飲料品の販売のみでよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
196	要求水準書(骨子)	8	5.7.1				自動販売機について	現状の免許センターにおいて、自動販売機は何台設置されており、売上高、本数等の数字を示していただけますか。	令和6年度の実績ですが、下記のとおりとなります。 ・設置台数 5台 ・総売上高 4,837,948円 ・総売上本数 35,496本
197	要求水準書(骨子)	8	5.7.1	(3)			自動販売機による飲料品の販売業務	自動販売機は、災害時協力自販機など、有事の際に飲料提供を求められる可能性はありますでしょうか。また、キャッシュレス決済対応など、貴県が推奨する仕様はありますか。	いずれも事業者の提案に委ねます。
198	要求水準書(骨子)	8	5.7.2				各種証明用無人写真撮影機による写真の撮影、販売業務	試験の申込申請、免許証の更新交付申請等、来庁者が、各種証明用無人写真撮影機により写真撮影が必要な場面はどのような場面か、具体的にご教示下さい。	主には試験の申請、期限切れ手続の際に必要です。なお、免許更新時の免許証用写真は無人写真撮影機ではなく、運転免許センターの撮影機で撮影します。
199	要求水準書	8	5.7.2	(3)			各種証明用無人写真撮影機による写真の撮影、販売業務	無人撮影機は事業者が調達・設置し、事業期間終了後に撤去することとありますが、マイナ免許証の導入等により、免許センターでの写真撮影の必要性はなくなると思われそうですが、事業者が独立採算事業として機械を設置して、事業を実施しないといけなないのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、マイナ免許証を導入したからといって写真撮影の必要性がなくなるということはありません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
200	要求水準書(骨子)	8	5.7.3				有料広告事業(デジタルサイネージ設置場所貸付事業)	有料広告事業については、設置と維持管理に必要な費用を賄う収入が見込めない場合は、事業期間中に撤退することは可能でしょうか。また、奈良県警察が発信する行政情報を掲載するとありますが、行政財産貸付料の減免等してもらえるのでしょうか。	前段につきましては、入札応募者による事業継続が厳しいのであれば、撤退も可能とする条件を設定します。 後段につきましては、減免等はしません。
201	要求水準書(骨子)	8	5.7.3				有料広告事業について	①広告掲載料等、料金の設定は事業者で自由と考えて良いですか。もしくは行政施設内のため、一定の基準が定められていますか。 ②また、奈良県警察が発信する情報は無料で掲載になりますか。 ③その他、行政関係の広告に対する料金徴収の考え方を示してください。	①につきましては、事業者で自由に設定してください。 ②につきましては、無料の掲載となります。 ③につきましては、奈良県警察以外の行政関係の広告掲載は、現時点では想定していません。
202	要求水準書(骨子)	9	6				任意提案事業	提案から事業開始まで約3年、事業期間も15年と長期のため、社会情勢の変化等の影響でやむを得ず撤退する場合は、ペナルティが無いと考えてよろしいでしょうか。	ペナルティの有無も含めて、入札公告時までに示します。
203	要求水準書(骨子)	9	6				任意提案事業について	現状の免許センターにおいて、職員及び利用者がどの程度、飲食等のサービスを求めているかをアンケート等で示していただくことは可能ですか。現状の自動販売機で十分の人が多い場合、売店等の出店は収支を悪化させる可能性があるための質問です。	左記のアンケート等は実施しません。
204	要求水準書(骨子)	9	6				水光熱費の負担	水光熱費の負担は家主負担は可能ですか。業務目的にもあるように職員の福利厚生増進とあったことから負担可能かの質問です。	可とします。
205	要求水準書(骨子)	9	6				売店等の運営業務	売店区画は15坪以上確保可能ですか。売り場だけでなく、管理システムの設置にも相応の面積が必要なため	売店区画は20㎡程度までとします。
206	要求水準書(骨子)	9	6				売店等の運営業務	免許センターの時間帯別来場見込数及び職員数の想定人数を教えてください。また想定人数を下回る場合、下回った分の補填はしていただけるのでしょうか。	前段につきましては、「時間帯別来場見込数」については集計しておりません。また、現在の職員数については、入札公告時までに示します。 後段につきましては、可とします。
207	要求水準書(骨子)	9	6				売店等の運営業務	貸付スペースの設備図面を提供いただきたい。(電気、給排水、光回線配管等)	当該図面はありません。
208	要求水準書(骨子)	9	6				売店等の運営業務	売店以外の食堂、カフェ等の出店及び飲料の自販機設置予定数等提供いただきたい。	売店以外の食堂、カフェ等の出店及び飲料の自販機設置予定数等の想定はありません。
209	要求水準書(骨子)	9	6				売店等の運営業務	貸付スペースに入口を建物内からの入口以外に、駐車場等建物外から直接出入りできるようにできますか。	事業者の提案に委ねます。
210	要求水準書(骨子)	9	6				売店等の運営業務	免許センター特有の販売できる商品はありますか。(試験問題等)	特にありません。
211	要求水準書(骨子)	9	6				売店等の運営業務	周辺施設(田原本町生涯センター)と総合利用できる対応は可能ですか	可とします。
212	要求水準書(骨子)	9	6.2.				業務の対象	「売店等」の具体的なイメージについてご教えてください。簡易な調理を伴うカフェや軽食堂のような売店でしょうか。	調理を行うカフェや軽食堂は想定しておりません。
213	要求水準書(骨子)	9	6.5				行政財産貸付料の徴収	行政財産の貸付料の計算方法については、6月下旬の要求水準書(案)で示して頂けないでしょうか。事業収支の検討に影響するため、早期の開示をお願いします。	可能な範囲で入札公告時に示します。
214	要求水準書(骨子)	9	6				任意提案事業	任意提案事業について、やむを得ない事由により撤退する場合はペナルティ等は発生しない理解でよろしいでしょうか。	No202を参照してください。
215	要求水準書(骨子)	9	6.5.				行政財産貸付料の徴収	売店等を運用するために使用する施設部分について、運営開始前の施設を使用していない期間は無償と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	要求水準書(骨子)	9	6.6.				光熱水費の負担	任意提案事業において、ガスの使用は認めていただけますでしょうか。	可とします。
217	要求水準書(骨子)	9	6.6.				光熱水費の負担	「県に支払う」とありますが、貴県から納入通知書が発行され、それに対し支払う想定となるのでしょうか。	No193を参照してください。
218	要求水準書(骨子)	9	6.7.1.	(1)			売店等の運営業務	既存施設に売店がある場合は、これまでの売上高もご教えてください。また、本件において、売店以外に想定されている業務がありましたらご教えてください。	前段につきましては、既存施設に売店はありませぬ。 後段につきましては、特にありません。
219	要求水準書(骨子)	10	6.7.1	(2)			売店等の運営業務	過去3年程度の曜日別・時間帯別の来場者データ、及び売店の利用者数データ、売り上額のデータ、平均単価の開示をお願いします。	時間帯別来場見込数については集計しておりません。 月別来場見込数及び職員数については、入札公告時までに示します。 後段につきましては、No218を参照してください。
220	要求水準書(骨子)	10	6.7.1	(2)			売店等の運営業務	過去3年程度の曜日別・時間帯別の来場者データ、及び売店の利用者数データ、売り上額のデータ、平均単価の開示をお願いします。	No219を参照してください。
221	要求水準書(骨子)	9	6.7.1	(2)			運営について	有人ではなく無人対応の売店でも問題ないでしょうか。	可とします。
222	要求水準書(骨子)	9	6.7.1	(4)			販売メニューについて	必ず販売しなければならない品物等がありますでしょうか。	必須品目は現時点ではありませんが、靴下の陳列とマイナンバカードを使って住民票等を取得できる端末の設置があればよいと考えています。 詳細は入札公告時までに示します。
223	要求水準書(骨子)	9	6.7.1	(4)			来場者等の福利厚生	販売したものを飲食するイートインスペース等の設置について、どのような考えをお持ちでしょうか。	イートインスペースの設置は任意とし、待合ロビーや屋外スペースを有効的に活用してください。
224	要求水準書(骨子)	10	6.7.2				事業者からの任意提案による本施設に有用な業務について	常設ではなく、総合案内業務のない土曜、祝日に、車関連(クラシックカーやスーパーカー、給電機能を備えた車等を利用した)イベントを開催することは可能ですか。可能な場合、コース内に車を展示したり、試乗したりすることは可能ですか。	入札公告時までに示します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
225	要求水準書(骨子)	10	6.7.2				事業者からの任意提案による本施設に有用な業務について	常設ではないスポット的に行うイベントで、事業者が行う場合は、施設使用料は免除されますか。	原則としては施設使用料は必要となりますが、イベントの内容によっては免除される可能性があります。 免除の可否については、事業者選定後に協議により決めます。
226	要求水準書(骨子)	10	6.7.2.				事業者からの任意提案による本施設に有用な業務	「6.7.2.事業者からの任意提案による本施設に有用な業務」について、「6.7.1.売店等の運営業務」と項目を分けて記載されていますが、6.7.2.記載の「事業者からの提案による付帯事業を求め。」とは、売店等に関連する記載なのか、売店等以外の任意提案も求めているのかどちらでしょうか。	No212を参照してください。
227	再整備基本計画	8	2.3				施設利用状況	施設利用状況の詳細情報を頂きたい。 ・項目別(免許更新・違反者更新等々)、利用時間帯、曜日別において利用者数等詳細資料を頂きたい。また、項目別の利用時間についても詳細な情報をいただきたくことはできますでしょうか	No1を参照してください。
228	再整備基本計画(概要版)						SPC(特定目的会社)	設計企業がSPCに含まれておりますが、SPCより委託を受ける協力企業として参加することを可能としてください。設計事務所が出資をおこなうケースは稀なケースとなります。	構成員、協力企業のいずれの参加でも可です。 「実施方針/2.4.1.入札参加者の構成等」を参照してください。
229	なし						案内看板等について	国道24号、県道50号からの利用者を誘導するための看板等を国道や県道に新設するご予定はありますでしょうか。	現時点では未定です。
230	なし						隣接施設からの往来	田原本青垣生涯学習センター敷地の北側道路沿いに水路があるため、施設からの往来に不便な状況ですが、徒歩で往来がしやすくなるルートの新設するご予定はありますでしょうか。	左記の予定はありません。
231	なし						貴県車両の事故時の取り扱い	コースで使用される車両が事故を起こし、建物、設備に損害が生じた場合の修繕費用は、貴県にて加入される保険等によるなど、貴県にて負担されると考えてよろしいでしょうか。	No125を参照してください。
232	なし						業務従事者の車通勤	業務従事者の車通勤、駐車場への駐車は認めていただけますでしょうか。	可能ですが、一般利用者用駐車枠として485台分確保し、事業者用駐車枠は必要数を別途設けてください。